

第4回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2003年3月17日

場所：国際貿易中心3F 多機能庁

本会議の目的：中国における今後の知的財産の保護及び模倣品の排除のあり方について、日本知的財産協会と上海 IPG で意見交換を行う。

15:00 会議開始

一、挨拶、お互いの紹介

1. 日本知的財産協会（JIPA）の紹介

（1）船山氏（JIPA フェアレード委員会委員長・凸版印刷）

現在、日本知的財産協会のフェアレード委員会の委員長をしております凸版印刷の船山です。本日こういった会をお忙しい中開催していただき、有難うございます。

1年程前に、日本知的財産協会（JIPA）から訪中団として派遣され、北京・上海・広州を訪問いたしました。その際にも模倣品問題をテーマに掲げて訪問して歩いたわけですが、今回はその第2段であります。前回、中国訪問の際は北京には日本人商工会有り、また IPG もありましたが、上海にはまだ IPG が設立されていませんでした。今回の訪問に際しまして、このような形で上海にも IPG が発足していましたので、今後は是非とも私も協会と致しまして上海との協力と情報交換を活発に行うことをお願いしたいと思い、今回このような会議の開催を要請したわけであります。

（2）土井氏（JIPA）

本日は日本知的財産協会の主な活動についてご紹介させて頂きたいと思っております。また、今後は色々な面において、上海 IPG の方々とはこういった交流を盛んにしていきたいと思っております。本日の交流会はその一環であります。

知的財産協会（JIPA）は1938年、電気関係の企業10社の特許担当の方々が中心となって設立されました。特徴は非政府機関・非営利機関であるということで、私ども役員を含めて、政府からの出向者はありません。また、政府機関から一切援助金をもらっていません。私ども知的財産協会は財団法人ではなく、まったくの民間団体であります。現在の会員数は、先週金曜日の役員会で承認されたものを含めると、正会員822社、賛助会員151社で合計973社であります。会員は2003年度中には1,000社を超えるのではないかと思います。このように会員が増加しつづけている会は珍しく、中国もそうであるでしょうが、それだけ日本では知的財産権に対する関心が益々高まってきていると言えます。私どもの協会では模倣品に的を絞って2001年からプロジェクトチームを発足させており、

2年間に様々な活動を行ってきております。昨年の4月に日本では国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）を産業界中心に設立し、その中ではJIPAが中心的な立場にたって、様々なレポートを作成し、計画を作り、また、私どものメンバーが中心となり、各国における法体系とその利用の改善に関して日本政府に提言書を提出しました。昨年はWTOのTRIPS協定に各国の法令が整合しているかどうかをCHECKし、政府に対して緊急提言書を提出しました。

また、模倣品問題の改善のために各国に代表団を派遣しております。昨年7月には韓国・台湾、9月にはアメリカ・ヨーロッパに派遣しており、各地の模倣品対策を行っている機関と私どもが協力して行えることがないかを打診してきました。昨年、東南アジアのシンガポール、マレーシア、ベトナム、タイを訪問した際には様々な要望をしてまいりました。そして今回、代表団は中国を訪問しております。私どもは今日と明日の2日間は上海、明後日は浙江省義烏及び福建省のアモイ、木曜日には北京に合流し、合計13の機関を訪問して要望することを予定しております。

日本国内では、現在私ども協会以外にも日本政府及び各工業会も模倣品関連の様々な活動を行っております。できる限り協力体制をとることにしています。

私ども知的財産協会では模倣品以外の活動も行っており、主に以下の4つがあります。

委員会会活動

19の委員会があり、2002年度は総勢613名に及ぶ委員を各会員企業から派遣してもらっております。IPに関する様々な調査研究を行っており、研究成果のアウトプットにつきましては日本政府を含めた各国政府に対して意見書・提言書・要望書として提出しており、また同時に会員企業にフィードバックして、各企業のIP活動に役立てていただいております。

研修活動

2001年度は15,891名の受講者を集めて、56定例コース・14臨時コースを開催しました。研修はあくまでも会員従業員に対する知財教育であり、会員外の方はこの研修を受けることはできません。この規模の受講者を集める知財権の教育プログラムは他にはありません。2002年度は16,000名近くが研修を受けました。

資料の発行

会員に対するサービスとして会誌「知財管理」を発行しております（3,300部/月）。東京・大阪地裁・高裁を含め、知的財産権に係る判例をCD-ROMに収録して会員にフィードバックしております。また、各委員会の調査研究資料をまとめて会員にフィードバックしており、昨年度から英文誌（Journal of JIPA）を作成しています。但し、この英文誌はあくまでも外国に対しての知的財産協会のPR誌であり、私どもが各国を訪問する際の訪問先及び海外から私どもの協会を訪問された方などに無料で提供しております。会誌「知財管

理」の中から特に海外の方に PR できそうな記事を英文誌にまとめており、年 2 回ぐらいの割合で発行しております。

その他

今回の代表団派遣のような形で、政府・民間を含めた国内外の知的財産権関連機関及び団体との協調体制や意見交換等の交流を図っております。私は昨年 9 月以来 5 回代表団に参加しており、この活動は活発に行われております。

時間の関係上、私からの紹介はこれぐらいにしますが、ここにいらっしゃる方々の親会社の殆どは私ども協会の会員だと思えます。また、専門外の方もいらっしゃると思えますが、会社の知的財産部にコンタクトを取っていただければ、様々な関連資料及関連情報を入手することができます。こちらで活動なさるだけでなく、日本の知的財産部とも協力体制をとるのが良いのではと思えますし、私どももこのような機会を通してできる限り PR を行わせていただき、協力体制を取っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

2. 上海 IPG の活動紹介（水田賢治 上海 IPG 事務局 JETRO 上海）

上海 IPG のメンバーの殆どが知財の専門家ではありませんが、中国では現場で自社製品の模倣品を発見した時に、担当者でなくても最低限の模倣品対策は知っておかないとなりません。上海地域は日系企業の進出が一番多い地域で、現在、日本側のマスコミ等世論が関心を高めている中で、上海 IPG 設立に至りました。上海 IPG には、上海市・江蘇省・浙江省・安徽省および北京の日系企業の他、日本の企業もメンバーに入っております。

上海 IPG では、現場で起きている問題について一人一人が情報発信していくように心がけていこうと思っており、最初は 3 ヶ月に 1 回のペースで会合を開催するというところでスタートしたのですが、現在既に設立半年で 4 回の活動を行っております。上海 IPG の活動については、昨年 12 月に日本から官民合同ミッションが来られた際に浙江省で紹介されております。また、私自身も上海市・江蘇省・浙江省の模倣品取締関係機関を訪問して交流を図っており、その際にそれらの地域からも上海 IPG の活動に協力していきたいと言われております。

上海 IPG では今後の会合においても、現場で専門の担当者でない方でも、実務上役立つ内容を選んでいきたいと思っております。日本知的財産協会の訪中団と今回会合を持たたことは、上海 IPG にとっても大変有意義なことですので、今後ともこのような機会をうまく活用して更に発展していきたいと思っております。上海 IPG は今までは模倣品対策に関する啓蒙普及活動が中心ですが、今後は上海の工商局、税関、公安局との連携を図っていききたいと思っております。また、これまでやってきましたが、今後更に積極的にマスコミを使ってこれらの活動を内外に広げていきたいとも思っております。

今後も日本知的財産協会及び北京 IPG と交流を図り、将来的には中国側、欧米側とも交流

ができればと思っております。

二、日本知的財産協会による中国の知財関連活動（模倣品対策中心）についての紹介

（１）国際知的財産保護フォーラムについて（舩山氏 JIPA フェアリード委員会委員長・凸版印刷）

国際知的財産保護フォーラム（中間）提言と言うことで報告させていただきます。昨年来、官民アライアンスということで、国際知的財産保護フォーラムを日本知的財産協会と発明協会が事務局となって、１年間活動してきたわけですが、その活動の中でまとめている報告書の要旨を、中間報告として皆様にご紹介することが本日の趣旨であります。

国際知的財産保護フォーラムの主な活動は取り締まりの強化を民間団体として日本政府に要望することです。具体的には日本政府から中国政府にこのように言って欲しいというような働きかけをするということの取りまとめをおこなうことです。

現在、挙げられている要望の１つとして取り締まりの強化があります。中間とりまとめを行う際に、参加企業からアンケートを取り、その結果、被害が大きい、処分が軽い等の意見が出ております。これらの結果を参考に、刑罰の強化を提言しております。最近、模倣品の生産・販売の手口が巧妙化しており、ヤマハ社の事件なんかはその典型です。

取り締まり強化の問題は公安局と絡んでくるのではないかと思います。公安局も一生懸命行ってくれるのはありがたいことですが、若干依頼手続き及び摘発基準が民間企業には分かりづらいところがあります。例えば、立件基準などそのようなものについてはTSB（質量技術監督局）との話し合いの中で民間企業にも分かりやすい形でのディスクロズをしてほしいと考えております。取り締まりの強化については、それらの問題に加えて押収品の完全破棄問題や環境問題も絡んできます。

また、損害賠償の適正化の問題も皆様を悩ます問題となっております。この点についても日本政府から中国政府に要請していただきたい内容を項目として掲げています。

以上のような取り締まり強化に加え、TSBやAIC（工商行政管理局）などの取り締まり機関の連携強化に関して強く働きかけていただきたいと思っております。地方保護主義の実態についてのアンケートで明確に結果が出ましたが、司法行政機関同士の相互の関連についても問題があったとの報告がありました。

更に司法関係については、中国全土まだまだ地方的な旧態が見られるようです。アンケート結果によると民事訴訟を利用したことがあるという企業は101社程度あり、その内数回利用した企業が7社で、一度のみの企業は94社でした。この結果を見ると、まだまだ法規制が十分でないというところを感じられます。現在、それに関するいくつかの原因について検討されているようですが、今後は行政機関のみならず、司法への期待度が高まっていくものと思われるので、司法の動向についても把握しながら対応して行かなければならないと考えられます。その他、取り締まり機関への提言ということで、公安局も積極的に司法、裁判所、人民法院との連携を深めながら、悪質な事件の摘発、処罰を実施してほ

しいということも提言の1つとして挙げています。

更に連携強化という点では、取り締まり機関の透明性も必要なことであり、透明性がなければ、公正な処分は不可能であります。その理由から、税関などの手続きの明確性を強く要求している次第です。

連携の1つとして、司法機関における地方保護主義の排除、司法独立性の強化、全国画一基準での逮捕というものが今後の中国の法治主義を徹底していく上で強く望まれるわけですが、知的財産保護フォーラムのアンケートにおいても、地方主義を経験した企業が全体の13%（22社）となっています。

模倣品問題については取り締まり機関の連携、取り締まりの強化という、大きな2つの柱を説明しましたが、もう1つの大きな柱として、模倣品対策の根拠となる権利の強化があります。まずもって権利があって、強化していくということが模倣品を取り締まっていく上で基本です。

具体的には類似商標についても広く取締りを強化してほしいと提言しています。類否判断基準の画一化、明確化、判断の基準が地方ごとにいいかげんであるので、そういった基準の画一化、明確化を強く求めています。

また、著名商標保護の強化についても強く求めています。その中で外国企業の商標が認定されにくいというアンケート結果が出ており、全体の54%を占めています。また、著名商標の申請手続きが取りづらいという結果が全体の21%を占めており、著名商標の保護が充実していない及び商標局の判断が不合理であるという結果は全体の15%を占めています。商標の使用許諾の設定登録問題についても、模倣品対策をする上での1つの支障となっています。設定登録の必要性の問題については全体の9%（3社）が必要と回答しており、商標については現在述べたような問題が挙げられます。

権利保護の問題については商標の次には意匠の問題があります。現在挙げられている要望は 世界公知公用の原則の採用、形態模倣（デッドコピー）禁止規定の導入、意匠の無審査登録制度の濫用防止（二重登録の阻止）等があります。また、その他の問題としては類否判断、意匠制度において審査主義の導入等の知的財産権に関する制度を設定する際の制度設計をしっかりと欲しいという要望もあります。

提言事項の4つ目は、税関での取り締まり強化、国際問題対策であり、またその他の提言としては特許・実用新案について早期審査、プログラム自体の特許としての保護を求めていることを挙げています。

日本政府を通じて中国政府に強く提言していくというのがこの報告書の趣旨であり、またトレードシークレットの保護強化や原産地の不当表示というようなケースもあるということなので、これらに対応することもこの報告書の中でまとめられています。

補 足

この提言書は昨年12月に開催されたフォーラムの総会で承認されており、フォーラムから

日本政府の経産省・特許庁に提出されるという形になっています。本文は公文となっており、補足資料を限定版として添付して届け出るようにしてあります。

（２）委員会活動について

フェアトレード委員会について（西岡氏 J I P A フェアトレード第 1 小委員会 松下電工）

フェアトレード委員会は模倣品対策の調査研究をしている第 1 小委員会と、不正競争防止法の調査研究を行っている第 2 小委員会の 2 つの小委員会で構成されています。

第 1 小委員会の 2002 年度のテーマは「アジアにおけるエンフォースメントの実状研究と分析」で、 J I P A 模倣品対策アライアンス対応、 東南アジア諸国における法制の調査と研究、を行っています。具体的な調査内容は（１）アジアにおけるエンフォースメントの実状研究と分析、（２）東南アジア諸国における法制の調査・研究、（３）調査団派遣、（４） J I P A 模倣対策アライアンス対応、となっています。第 1 小委員会の上期の活動内容は、アジアにおけるエンフォースメントの実状研究と分析及び東南アジア諸国における法制の調査・研究について、中国の模倣品対策を主眼に調査研究を行っています。模倣品の現状と制度実態の分析を経て、地域（華中、華東、華南）の地域差及び業種別の効果的対策オプションの検討を行っており、ヒアリング調査を実施し、各業種ごとに効果的な対策を提案していきたいと思っています。

J I P A 模倣品対策アライアンス対応については、アジア模倣品対策プロジェクトに参画して、国際知的財産保護フォーラムの活動を支援させていただいています。

下期の活動内容ですが、（１）アジアにおけるエンフォースメントの実状研究と分析では、中国におけるエンフォースメントの現状分析を行っており、その中で地域における差異を検討しています。日本にいるとなかなか中国全体を見ることは難しいので、 J E T R O 北京発行の I P ニュースレターの模倣品情報を集計分析しています。業種別シミュレーションについては現在、半導体装置、文具、事務機、自動車、農薬、飲料の 6 業種について模倣品対策のシミュレーション案を作成しています。

（２）東南アジア諸国における法制の調査・研究では、平成 10 年 9 月に資料第 263 号として、「アジア 10 カ国における模倣商品対策とトレード・シークレット保護の現状」の分析調査をしており、その中の中国部分について、情報を更新しています。また、模倣品対策での取り得る措置を切り口として、知的財産権（意匠権、商標権、特許権等）を駆使して行政上、司法上、税関での取り得る措置を検討し、業種別シミュレーションとしてまとめています。

（３）調査団の派遣は、今回の調査団の派遣がその活動内容です。文献などの情報ではなく、実際に担当者の話を聞き、中国の企業を参考にした模倣品対策を検討したいと考えています。

（４）また、今回の結果を踏まえ、7 月頃会誌に「アジアにおけるエンフォースメントの実状研究と分析」として投稿する予定です。

今回は第2小委員会メンバーは来ていませんが、第2小委員会の2002年度テーマは（1）不正競争防止法上の民事救済規定の拡充についての意見提言、（2）営業秘密の侵害行為にかかる刑事罰規定の導入についての意見提言、（3）営業秘密に関する各国法制の調査研究で、具体的な調査内容は、不正競争防止法上の民事救済規定の拡充、営業秘密の侵害行為にかかる刑事罰規定の導入、主要国における営業秘密保護法制に関する調査研究、知財協研修コーステキスト改訂です。

上期の活動は、不正競争防止法の改正を企図した不正競争防止法上の民事的救済規定の拡充及び営業秘密の侵害行為にかかる刑事罰規定の導入等についての検討を行っています。「産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止小委員会」及び「(財)知的財産研究所不正競争防止法における民事救済措置の強化及び概念規定の見直しに関する調査研究委員会」、「(財)知的財産研究所営業秘密の適正保護に関する調査研究委員会」、「(財)知的財産研究所企業における営業秘密の管理の指針に関する調査研究委員会」及び経済産業省知的財産政策室からの個別意見照会への対応等を通じ、協会意見として具申しています。

私どもが現在行っている分析とシュミレーションについてですが、中国における模倣品の傾向についてはJETRO北京センターの情報を使わせていただいているのですが、データの定義としては地域区分を黒龍江省を含む東北地区、北京市を含む華北地区、上海等の華東地区、重慶等の華中地区、香港等の華南地区、新疆ウイグル自治区やチベット自治区を含む内陸部の6地区としています。また、商品分類は、総務省のデータを使用し、10区分で分類しています。

地区別に見ると、華北・華南が多く、華東は3番目ぐらいであり、商品区分から見ると最も多いのが、生活・文化用品、その次がテレビ・カメラ等のその他の機器となっています。根拠法からみた地域特性では、商標権侵害が61.1%、このデータから見ると商標が一番使い易くて、効力があって、速効性があると思います。商標侵害が一番多いのが華南地区、次が華北地区です。エンフォースメント機関別に見た地域性では、人民法院が日本で考えているより多く使われています。新聞データから見ているので話題になったものが多かったのではと思っています。地域別に見ると人民法院を使っているのは華北地区が一番多く、質量技術監督局は華南地区、そして華東地区では工商局が一番多く使われています。全体から見て、模倣品発生件数が最も多いのは華南地区（広東）であり、その内容について分析すると、商品別では時計が多く、根拠法別では商標侵害が多く、またエンフォースメント別では工商局の使用が多いとなっています。華北地区（北京市）では商品別では生活用品、根拠別では商標侵害が多く、またエンフォースメント別では人民法院の使用が多いです。華東地区（浙江省）は商品別では生活用品、根拠別では商標侵害が多く、またエンフォースメント別では工商局が多く利用されています。

模倣品対策シュミレーションについては、どのようなバックグラウンドでより良い対策効

果があるのだろうかということについて、どういうシュミレーションを行えば、どうなるのかということを検証しています。配布した資料で実際検討しているのは事務機器であり、事務機器産業の現状、中国市場の現状、中国企業の現状、基本情報（模倣状況）動向、これまでの対応、課題を調査し、シュミレーションを行い、ケースごとの最良の対策を模索しています。今回の訪問は、その中国市場の現状、中国企業の現状等を調査するため、この結果を会員に見える形で提供できればと思っています。

国際第三委員会について（関氏 J I P A 国際第三委員会 松下電器産業）

知的財産協会の特許・実用新案関係の委員会には特許第 1 委員会、特許第 2 委員会、国際第 1 委員会、国際第 2 委員会、国際第 3 委員会があり、その中で特許第 1 委員会、特許第 2 委員会は日本の特許に関する調査研究を行っており、国際第 1 委員会がアメリカの特許に関する調査・研究を国際第 2 委員会がヨーロッパの特許に関する調査・研究を、国際第 3 委員会がアジア・オセアニアの特許に関する調査・研究を行っており、今回中国を訪問しています。国際第 3 委員会の活動概要は主に 2 つあり、1 つ目はアジア・オセアニア地域における特許に関する意見発信、2 つ目がアジア・オセアニア地域における特許に関する調査・研究です。

1 つ目のアジア・オセアニア地域における特許に関する意見発信については、特にアジア地域においては法整備、または、法整備は行っているが運用ができていないというケースが多くあり、このことにより、日系企業が困難な状況に陥る場合がある。このような状況ができる限り避けるために、これらの地域の特許に関する問題点を明確にし、特許権の取得とそれを行行使する際の観点から、問題点をまとめて意見を発信するという取り組みになっています。アジア・オセアニア地域における特許に関する調査・研究については、会員企業が 1～3 年をかけて論文や本にまとめて報告しています。

意見発信に関する活動の詳細については（1）訪問団の派遣です。 - 私ども委員会でアジアにおける問題点をまとめて、各国の特許庁や関連する監督機関を訪問して要望を提出しています。具体的には去年 6 月には韓国・台湾を訪問して意見提供を行いました（5 名）。12 月にはタイ、マレーシアに 2 名派遣し、今回は私が派遣されています（1 名）。それから、（2）特許庁長官会合等への議題提案を行っています。 - 一言で言うと、特許庁との連携活動です。特許庁長官や特許庁は定期的に諸外国の特許庁との会合を開催し、意見交換、特許庁からの意見提言、施策などを行っています。このような特許庁の活動と連携をとりながら、我々からの問題提議をも提出いただいております。これにより、日本国として諸外国の特許制度がよりよい方向に向かうよう特許庁との連携を行っております。具体的には、韓国（昨年 6 月、7 月、9 月）、中国および台湾（昨年 9 月）、フィリピン及びマレーシア（今年 2 月）で開催された特許庁長官会合で、国際委員会からの要望をも提出させていただき、一部を議題として扱っていただいております。（3）T R I P S 法令レビュー対応については、中国・台湾が T R I P S に加盟するという一方で、1 年後の問題点について、産

業界からの提言を行っています。（４）特許庁国際課との意見交換を行っています。これにより、日本としてアジアの諸外国に法制度に関する提言をするということで官民一体となって意見交換活動を行っていききたいとの理由で行っています。昨年は10月から始めて、10、1、3月と開催しており、今後も定期的に行っていききたいと思っています。

国際第三委員会には3つのワーキンググループがあり、第1ワーキンググループでは（１）中国語誤訳問題に関する調査研究、（２）中国T R I P S 遵守状況調査、を行っています。（１）の中国語誤訳問題に関する調査研究では会員企業への誤訳対応に関するアンケートを行っており、現地代理人及び国内代理人へもアンケートを実施し、誤訳問題への対処方法をまとめています。2003年7月を目処に問題と対策をまとめて会誌に投稿する予定で、その内容は中国語が分からない人にせめて中国語のフレーズがチェックできるのにはどうしたら良いか？日本語の誤訳を少なくするためには日本語の明細書を書くべきか？の対処方法と中国語と日本語で同じような漢字を使っても意味が違う場合があるので、その注意すべき単語集をも掲載する予定です。（２）の中国T R I P S 遵守状況調査では、中国・台湾について調査分析を要望としてまとめています。

第2ワーキンググループでは、（１）韓国特許判例の調査研究を行っており、日本企業が韓国企業を相手に韓国で特許を行使して勝てるのだろうかと言う問題に対して、過去の判例を調査して研究を行いました。結論としては、現時点では他の国と同様であり、10年前には技術を追いかける企業にとって有利な国でしたが、現時点では他の国と同様であり、日本の企業が勝訴するケースも増加してきています。韓国では内外人に関係なく、公平な判断がされていると感じられました。（２）東南アジア諸国に対する権利取得上の要望事項のまとめではアジア・オセアニア地域について特許に関する問題点のまとめと、代表団での要望、特許庁長官会合等への議題提案を行っています。

第3ワーキンググループでは（１）東南アジア諸国における特許権行使に関する調査研究として、東南アジア6ヶ国について現地代理人から情報収集、分析を行なっています。（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム）また、（２）アジア諸国における特許権行使上の問題点抽出ではアジア・オセアニア地域について特許に関する問題点のまとめと代表団での要望、特許庁長官会合等への議題提案を行なっています。国際第3委員会のその他の活動としては、（１）2002年6月：台湾審査官研修、（２）2002年7月：訪韓・訪台代表団報告、（３）2002年9月：中国・台湾における権利行使上の留意点があります。

三、上海 IPG 参加企業による模倣品対策事例の発表

1. Y K K (中国) 投資有限公司 (前田氏)

これよりY K Kの中国における模倣品対策について説明します。

私は昨年12月に設立したY K K中国投資有限公司の前田です。

本日説明する内容は先ずY K Kの事業状況、続いて模倣品対策として、ファスナーにおけ

る権利の取得状況、模倣品の摘発状況、そして最近の傾向についてです。

本題前に、日本の繊維、縫製産業、衣料がどうなっているかについて簡単にお話します。

2002年の日本の衣料品総点数 33 億 800 万着に対して、日本での生産は推定で 3 億 7600 万点、それに対して輸入が 29 億 3200 万点に上り、95 年に 71%だった輸入比率が今年は 89%にまでなっています。

2002年の輸入数量 29 億 3200 万点のうち、26 億 2300 万点（89%）を中国が占めています。先ほどの国内生産と併せた全体の数字が 33 億 800 万点ですから、日本の総点数の約 8 割を中国一國で占めているのが現状です。

Y K Kの概要ですが、世界 60 カ国に 159 社あり、海外では 59 カ国 105 社、従業員は日本 17000 名、海外 19000 名です。販売額ではファスナーを中心とするファスニングで約 2000 億円、建材事業で 3600 億円、その他を併せて約 6000 億円です。

本日は Y K Kの中核であるファスナーの模倣品対策を話しますが、中国大連でも樹脂サッシを 2001 年から生産販売を始めており、アルミサッシも本年 1 月より深?で生産開始しています。2001 年から始めた樹脂サッシでも模倣品が現れているとの情報があり対策を始めつつあります。

中国におけるボタンを含むファスニングの事業展開ですが、93 年に上海を皮切りに、97 年に大連、98 年に深?で生産を始めており、深?でのボタン工場を含め、5 社 28 拠点を持つに至り、いずれも順調に行っています。内陸にも拠点を展開していますが、販売の主力は沿岸地域が主体です。

これ以外に、先ほど述べた建材工場が大連、深?にあり、また、今後蘇州での設立が予定されており、大規模な投資になります。このような理由から、私ども投資・統括会社ことができました。

中国に限らず世界的な Y K Kの取り組みは、過去から継続的かつ積極的に取り組んできており、先ず自己の権利は自分で守ることと、次いで顧客と消費者を守る事を主眼にしており、Y K Kブランドの保護、育成、確立を図りたいと考えています。ジッパーは小さな部品ですが、アメリカの大手ストアの調査によれば、ジッパーは衣料のコストの 1%にしか過ぎませんが、衣料クレームの 60%から 80%がジッパーに起因するとの事であり、重要な部品と大手ストアでは位置づけています。

社内の体制ですが、中国での模倣品問題の発生を契機に事業上の大きな問題となり、知財部マターから全社マターとなり、知財部、事業部、海外会社を網羅する全社横断的な組織である模倣品対策委員会を発足しました。市場調査、顧客への啓蒙、新聞広告を重ね、摘発等の法的手続きを行っています。

具体的な施策としては、4つのポイントにおいて取り組んでおり、権利の取得、新聞広告や顧客啓蒙による注意喚起、市場調査による実態把握、摘発等の法的手続き、等を実施し、これらを有機的に連携させています。

Y K KマークはY o s h i d a K o g y o u K a b u s i k i k a i s y aから採

択していますが、時代と共に変遷を重ねており、YKKの間にピリオドがあった時代、また一部の子会社で違うものを使用していた時を経て、商号が吉田工業株式会社からYKK株式会社になったことを契機に全世界的に統一し、商標権も全世界に取得し、現在では160カ国に登録維持しています。

YKK商標は商号商標であり、コーポレートブランドとして可能な限り商標権を取得しております。例えばvkkに始まりYRR、VIKK等の類似商標の取得、ファスナー関連分野での面ファスナー、ボタン、バックル等で取得しています。また中国固有として漢字商標の取得もしています。また先願主義なので正に陣取り合戦という意味合いもあるのですが、権利基盤の確保を図っています。

ファスナーの模倣品対策を話す前に、構造について簡単に説明します。ファスナーは機能では開閉と着脱ですが、主な構成としては噛み合う部分のエレメント、及びテープ、そして開閉操作をするスライダーから成り立っています。商標は基本的にスライダーの引き手の部分、あるいは胴体の裏部分に表示されます。

YKKでは93年から中国における偽物対策、偽物摘発に取り組んでおり、2002年半ばまでの実績は109件になっています。ここ5年間は平均年20件程度の摘発を実行しており、90年代半ばからの上海、大連、深?のジッパーの供給増加にあわせ、模倣品対策を強化してきました。（行政取締は工商行政管理局、技術監督局）

2002年度も実際にはやはり20件程度です。摘発のターゲットは生産メーカーを中心に行っており、7割程度を占めますが、販売業者も必要に応じて摘発しています。地域的には広東、浙江、福建が大半を占めています。

模倣品の情報源は、調査会社、第3者からの情報、中国各社の市場調査等です。

行政取締機関による摘発押収実績は、スライダーの模倣品は93年から2002年までの累計で数千万個という相当な数に及んでいます。これらは現場で押収された数量であり、侵害者が生産したもののほんの一部に過ぎません。押収された品物は大半が廃棄処分といった決定が下されておりますが、処分の状況までは把握していません。

2002年4月に行った広東省東莞市での摘発事例を紹介します。これはジッパーで生産メーカー、スライダーメーカー、金型メーカーが一斉に摘発された例です。

YKKはテープ、噛み合う部分のエレメント、開閉するスライダー及びその金型、ファスナー製造機械も自社で生産していますが、この事例ではそれぞれが分業体制であり、これらのグループを一気に芽づる方式で摘発できました。このような摘発は、中国の摘発代理人が、ファスナーの製造工程を十分に理解したことと、あわせて模倣品対策のポイント、方針を十分に理解した事が大きかったと思います。

次に皆様も同じ悩みをお持ちかと思いますが、ここ数年の傾向として3つばかりあります。まずは再犯の事例です。弊社の例では8社を数えており、懲りない面々であり、中には4回も摘発した事例もあります。これには罰金額を高くするなど、割が合わない状況に持って行くことが必要と思います。

2 番目は技術の向上です。2000 年以前と 2001 年以降との比較がありますが、過去のものは一見して判別できましたが、最近のものは形状、構造が正規品に近づいております。

3 番目は、同一商標から類似商標の出現です。この事例は YPP という商標と争った事例で、幸いにも YKK は勝訴できたものです。

2002 年 10 月中国商標局は Y K K マーク付きファスナーを生産・販売している韓国 JW 社の「Y P P」商標出願に対する Y K K 株式会社の異議申し立てを認め、「Y P P」の出願を却下する裁定を下しました。今回の商標局の裁定は「Y K K」商標の中国における周知性を認定するとともに、本年 4 月にアメリカ連邦地方裁判所が判決を下した、「Y P P マークは Y K K 商標を侵害する」という事実認定に言及し、JW 社が Y K K を意識して「Y」で始まり、その他 2 文字を同じ文字で構成される「Y P P」を採用したことも理由の 1 つとしています。

今までの如く、侵害者は確信犯として、より巧妙化しており、対策が困難になりつつあるのが現状です。YKK としてはこの偽物対策は一朝一夕で成果が上がるものではなく、地道ではありますがこの「偽物にご注意ください」との広告をしたりし、継続、連続性を持ち、粘り強く対応して行く考えです。皆様のご協力をお願い致します。有難うございました。

2. パイオニア商事（上海）有限公司（朝比奈氏）

弊社の模倣品対策ですが、特別なことは行っていません。以前、模倣品対策のアンケートを見たところ、弊社は他社と比べて標準的なところだと思いました。今日は弊社の状況を説明して、アドバイスをいただけたらと思います。

弊社では模倣品については、全世界で被害が甚大であるとの認識で対策を行っています。活動の中心は生産地と消費地の両方で、生産地については中国が圧倒的に多いという報告を受けていますので、活動は中国が中心です。消費地については全世界共通ですが、アメリカとヨーロッパは取締りが厳しいということもあり、弊社の製品の模倣品は中南米、中近東、東南アジア、アフリカ等の地域で広く流通しているのが現状です。弊社としては消費地の現地法人と情報交換を行いながら様々な対策をとっているのが現状です。

商品別で模倣品に一番困っているのは自動車用のスピーカーです。今回、同じモデルがなかったので違うモデルですが、サンプルを持ってきました。見て分かるように一般の消費者では区別が難しいです。

社内体制は、現在のところ中国に知的財産専門の担当者は設けていません。弊社の規模では商標と意匠問題だけなので、知的財産の担当者を設けるほどではないのではと思っています。DVD の特許の問題などで、弊社が監修グループに入っているということも聞いてますし、私としてはそういうことが今後出てくると知財の担当者が中国で活動するメリットが出てくると感じています。現在、私は販売部門を担当していますが、販売部門が一番の被害者であるということから、中国国内の模倣品対策は私が担当です。尚、費用は全て本

社負担です。

主な活動は、情報の収集、生産地の中国と消費地の各国の現地法人との情報の共有で、こちらから情報提供を行ったり、消費地側より出回っている模倣品に関する情報提供と取り締まり依頼があります。やはり、模倣品を生産しているメーカーへの警告と摘発を行うことが中心ですが、それ以外に正規品を扱っていただいているディーラーが模倣品を扱っているケースが非常に多いということもあり、ディーラーの集まりでは消費者に迷惑がかかるとの話をして注意を促しています。

これまでの実績は、主な活動を始めたのは1999年からですが、昨年のケースでは生産者の摘発は6件、流通の摘発は1件で合計7件摘発しています。上海周辺で発見されるニセモノは単価がそれ程高くないので、流通の小売店、卸しを摘発し、在庫を押収してもそれ程インパクトがありません。そのため、流通の方の摘発はそれ程多くありません。

調査会社については、数社利用しており、調査会社(中国系)はそれぞれの特徴があります。アクションの早いところ、調査レポートの内容が良いところ、VCDの映像を届けてくるところ、手取り足取りのところ等、最近では摘発まで、もしくはインボイスを送付するまでではなく、その後半年～1年後廃棄処分の働きかけまで行ってくれるところを活用しています。また、支払いは以前から1件ごとに値段を決めて支払っており、現在も基本的には同じですが、内容の面で最近は廃棄まで持っていきついでいくということにすることを交渉しています。効果測定については、なかなか正確なものはないですが、ディーラーが集まる際に近況を聞いたり、店頭からの模倣品の減少具合を調べたり、海外の現地法人に対して模倣品状況を聞くなどして、費用に対しての効果測定をしています。

現在抱えている問題は、対策をどこまでやるかという点です。この前日系の雑誌に上海IPGの記事が載り、本社の方から「キチンとやっているのか?」「予算は使い切れ」との質問と指示がきましたが、どこまでやるのかが悩みです。調査会社が広州にある複数の中国企業の工場に行き、弊社の製品の模倣品を作れるかと聞いたところ、8割以上の工場がすぐにも作ると言っている現状を考えると区切りが難しいです。

最後に税関への登録については、弊社では現在行ってませんが、どのくらいの効果があるのか成功事例がありましたらお教え願いたいと思います。弊社には専門のものがいないので、地方税関より連絡があった際に行けない場合もあると考えられ、その場合に費用を取られたりすることがあったりすることなので、なかなか踏み出せません。

3.上海花王有限公司（荻野氏）

中国の現地法人である「上海花王」は1993年に日中合弁企業として設立され、94年度より営業を開始しました。弊社の主な製品は、ヘアケア、スキンケア、サニタリー、ハウスホールドの各分野における日本花王所有の商標を使用する形で事業展開しています。その中で、一番古くから馴染みが深い、「フェザーシャンプー（ミントの入った緑色のシャンプー。日本で30年前に販売されていたタイプ。）」については、かなり以前より華南地区を

中心に模倣品が生産されています。この背景としては弊社の台湾における現地法人が 1965 年ぐらいから創業しているのですが、その際に売り始めた商品がグリーンのシャンプーで、この商品が上海花王設立前に台湾と香港を経由して華南地区に入ってきていたことがあげられ、現在ではかなりの知名度があります。

上海花王では、2002 年 8 月より、研究開発本部の下にある法務部の担当者を増員し、日本本社を含めた形でニセモノ対策を実施することになりました。

ニセモノ対策は調査会社と法律事務所にセットで依頼し、実施しています。2002 年 11 月 24 日に摘発した事例では、2002 年 9 月から調査を実施した結果、11 月 1 日に調査会社より調査報告があり、11 月 24 日に広東省の工商局と公安機関と法律事務所の人員と一緒に生産メーカー対して摘発を行いました。法的根拠としては商標法と不正競争法違反であり（「花王」商標侵害、全体のイメージでフェザーシャンプーに酷似）押収した模倣品は、工場で 260 箱、販売部で 170 箱、合計約 500 箱（約 24,000 本）です。処分はニセモノ商品の焼却及び罰金刑でした。

2002 年 12 月 12 日に摘発した事例では、11 月 24 日に摘発した際に利用したところと同じ調査会社と法律事務所に依頼して実施しました。2002 年 12 月初旬に調査報告があり、広東省佛山市の中国系化粧品メーカーが「新花王」という商標と「Feixiar」という商品名を使用したニセモノを生産・販売していました。12 月 12 日に広東省の工商局と法律事務所の人員で摘発を実施しました。法的根拠は、商標法と不正競争防止法違反です。押収したニセモノは、工場では「新花王」シャンプーが 8 箱、「Feixiar」シャンプーが 15 箱、「新花王」ラベル貼り空ボトルが約 2,000 本、包装用の箱が 3 箱でした。

また、2003 年に入ってから計 3 回の摘発を実施。1 回目は洗顔料の「ビオレ」のデッドコピーが深?市の問屋で発見され、技術監督局と法律事務所が共同で商標侵害として摘発を行い、その結果、押収したデッドコピーは 4,372 本で、売価にすると 10 万元（150 万円）に相当していました。この商品には「上海花王有限公司製造」と印刷されていました。2 回目も「ビオレ」で、工商局と弁護士事務所が共同で摘発を行い、その結果 1,200 本を押収しました。3 回目は広東省恵州市にある中国系化粧品メーカーの工場で、大量に「新花王」というシャンプーが発見されたので、工商局と弁護士と調査員と一緒に摘発を行いました。時期が冬だったので、シャンプーの販売が落ち込んでおり、約 5,000 本の「新花王」の空ボトルしか押収できませんでした。しかし、工場の規模は非常に大きく、工場は原料の配合室、ボトル詰め、製品倉庫などに分かれており、合計 170 名の工員を抱えていました。工場では自社ブランド製品を生産しながら、他社製品のニセモノも生産していました。

商標権の対応の面では、米国系 J 社（トイレタリー）の弁護士から米国系 J 社（トイレタリー）と花王と米国系 C 社（飲料）の 3 社で共同取り組みを行おうとの依頼がきました。共同取り組みの内容は、広東省南海市の化粧品メーカーが異なる分類（化粧品のカテゴリー）で J 社が登録している商標を使用しており、また、花王の「ロリエ」と C 社の「（鳥へんに星）目」という商標も同様に異なる分類で登録していたということで、共同でその

登録取り消しの申請を行おうというものでした。2002年10月9日に北京の工商局に行き、取り消しの請求をしてきました。その結果、その会社の登録が悪意による登録に当たるという事で、取消を検討してくれています。

このように、花王の取り組みは、日用品のため、広範囲かつ流通量も多いため、最終的に製造元を抑えられているような形で調査を進めています。

【Q&A】

宇野元博氏（オムロン）

折角日本より専門家の方が来ているので、フリーディスカッションを行いたいと思います。これまでのところで質問がありました場合には挙手してください。先程パイオニアさんや花王さんから税関登録についてその効果、問題点、成功事例について教えてほしいとのことでしたが、知財協会のどなたかお願いします。

A．朝日氏（東芝(中国)有限公司)

私どもの経験を少し話します。2000年に大規模な税関の案件がありました。私どももそれまで税関の登録を行っていませんでしたが、税関総局の法律司の司長と話をしてみて、登録は可能であり、また登録を行わない場合はこの案件に対して行動が取れないと言われたので、登録しました。この税関の登録にはメリットとデメリットがあります。

メリットは、登録後、税関が自発的に動いてくれるようになりました。本来であれば、権利者から特定の貨物について申告しないと税関は対策を打たないのですが、職権で税関担当官が怪しいと思った場合でも、荷物を検査して私どもに連絡をくれます。登録前に比べて、頻繁に連絡をくれるようになりました。これが、1つ目のメリットです。これを契機に昨年大きな摘発を行ったケースがあります。

2つ目のメリットは、私どもが商標の税関登録している製品以外でも、税関が怪しいと感じた東芝と付いている製品が来た時に連絡をくれるようになりました。実際の押収、摘発の局面では、商標の税関登録は必要となりますが、調査の段階では商品の分類にこだわらず、わりと連絡をくれるようになりました。

デメリットは対応期間がかなり短いという点です。「通知を受け取ってから3日以内に鑑定ください」とか、「3日以内に保証金を積むように」と言われることがあります。現行規定でも明確に規定されています。しかし、実際の運用の局面では、担当官の判断がかなり入ることも分かってきました。3日以内で全てやるのは難しいので登録をやめるといふ企業があると思いますが、工場を摘発するのと同じくらい、国外に流出するのを水際で止めるという大きな効果があると思っております。また、各地にある税関は各省の政府ではなく、中央政府の一翼である税関総署直轄であり、地方保護主義の問題も少ないと思われれます。

Q. パイオニア商事（上海）有限公司（朝比奈氏）

非常に参考になりました。私が聞いた話では模倣品を生産もしくは輸出しようとした人が最終的に倉庫代金等を負担しなければならず、但し、その会社の責任者がいなくなってしまう場合には、こちら側が負担するということでしたが、如何でしょうか？あと、私が一番心配しているのは私どもの知らないところで製品が外注生産委託されていて、それが溜まってしまうと船積みが非常にタイトで一船逃したら、出荷が遅れるなどということが生じるということですが、確かに社内できちんと情報が取れば問題はないのでしょうか、この点については如何でしょうか？

A.朝日氏(東芝(中国)有限公司)

倉庫代の支払いについてはおっしゃる通りですが、私どもの経験では相手が逃げってしまう場合が一番多いです。この場合には、先に支払った保証金から倉庫代金を差し引かれます。本来であれば、支払う必要のない費用かもしれませんが、費用対効果を考えて負担するケースが多くあります。実際、マーケットで出てくる模倣品の数より1、2桁多いので、倉庫代ぐらい支払ってもやる価値はあるかと思っております。

それから、OUT-OUTの提出の件に関しては1分1秒を争うってことがあると思います。私どもとしては、窓口一本化による迅速な情報分析が可能な体制作りにも努めています。摘発をちゃんとやってくれた税関にはお礼に行って、「まず私のところに連絡をください」と伝えています。中国側で判断できるものはそこで判断しますし、判断できないものは本社にすぐ繋いで判断しています。情報を共有できるという体制が出来上がれば、対策精度も上がると思います。また、過去の経験からよく問題が起きる製品（OUT-OUTで新製品が出てくるような製品）はそれなりに分かりますので、頻繁に発生しているものについては、対策マニュアルを作っておいて、該当商品の問合せが来たらすぐ対応できるようにシュミレーションしております。

Q. 宇野元博氏(オムロン)

YKKさんの事例で再犯が非常に多いということを伺っておりまして、摘発した8社の内、同じ企業が4回摘発されたという企業もあったということなのですけれども、この再犯することに対して、ご意見をお聞かせください。

A. 船山氏(JIPAフェアリード委員会委員長・凸版印刷)

再犯防止は頭の痛いところです。先程ご案内した官民がアライアンスで昨年一年間活動した国際知的財産保護フォーラムというのがありますが、その中でアンケートを取った結果、模倣品被害に遭っている企業の20%が再犯被害に遭っているとの情報を得ています。その結果を踏まえ、中国政府に対して再犯防止策の徹底を提議しようと取りまとめており、具体的な内容としては、再犯の罰金額引き上げという提言を企画しています。

現在、罰金の最高額の設定が低く、100回やって1回捕まっても、まだやりぬくとい

うような実態です。私は中国の経済成長は早いので、将来的な物価水準も含めた具体的な金額、より高い金額にしなければならないのではないかと考えています。知的財産保護フォーラムでは罰金額の引き上げについて具体的な金額は出していません。本来なら、中国政府に具体的な金額を提示すべきであると思います。その場合の具体的な部分についてはここにいる皆様で提言をどんどん出し合い、その意見を集約し、日本として話し合っていくなくてはならないと思っております。

【知財協からのご質問】

Q1. 山本氏（JIPA・富士ゼロックス）

YKKの方に質問ですが、市場調査をしているとのことでしたが、調査会社を使用する以外に自社で何か活動されている具体的なことがあれば教えてください。

A1. YKK（中国）投資有限公司（前田氏）

全国展開している最中で、セールスマンから情報を吸い上げたいと思っています。セールスマンの協力もこれから徹底して行ってもらう必要があると思っています。現在のところは調査会社及びセールスマンを経由した市場調査を行なっています。

Q2. 山本氏（JIPA・富士ゼロックス）

そのセールスマンというのは現地の方ですか？

A2. YKK（中国）投資有限公司（前田氏）

現地のセールスマンも当然ですが、それを鑑定する日本人もいますので、全社一致してという感じです。

Q. 西岡氏（松下電工）

花王さんに伺いたいのですが、顧客に対して模倣品の識別方法等の情報提供をしていますか？

A. 上海花王有限公司（荻野氏）

そこはまだ十分にできておらず、現在は花王の中には商品相談の窓口を設置しており、鑑定依頼については鑑定してその結果を連絡しています。しかし、範囲が広すぎて、全地区をカバーしきれしておらず、一部ホームページ等でも知らせてはいますが、十分にできていないという現状です。基本的には店頭を回っているセールスマンにできる限り、そういった模倣品を良く見てもらうのが第一点と、様々な問屋のルートを回ってきまして、小規模な問屋までいってしまうとハッキリと実態が掴めないのが、中国の難しい流通業であり、そこまでいってしまうと消費者から購入後にこれはおかしいと言われるまで分からないの

が実態です。

Q. 宇野元博氏（オムロン）

先程 Johnson and Johnson's との共同取り組みの話がありましたが、最近そのような共同取り組みの形が増加していると思いますし、また電器協会等でもそのような話が聞かれるような気もしますが、この点について知財協の方のご意見をお聞かせください。

A. 朝日氏（東芝(中国)有限公司)

共同で最初からというのは難しいですが、私等もセクター別に共同で色々やっていることはあります。具体的には電器、事務機器などは共同でやっています。共同であることのメリットは費用をそれなりに抑えられるという点とメディアPRを行う時に1社で行うより効果が大きい点です。私どもには「模倣品は共通の問題」という基本コンセプトがありますので、欧米の企業とも組みますし、今のところはまだないですが、必要とあれば今後は中国系企業と組んでやるということも考えています。共同で対応すれば費用はそれなりに軽減することができます。東芝は電池で、欧米と日本企業で連合を組んでおり、調査会社に対して、押収数等の条件を取り決めていきます。

実際に摘発を行った際の費用というのは頭割りと同額負担し、更に予想以上に効果があった場合には、調査会社に対して多めに支払い、それは各社何割ぐらいの負担にするか等をしっかりと決めていきますので、情報共有も積極的に進めており、弊社が単独で依頼に行った際に、同業のニセモノが発見されれば連絡して、「共同でやりませんか」など話を持ちかける場合や逆に話を持ちかけられる場合もあります。しかし、これらはハッキリした形の商品の場合は可能ですが、もう少し、大きい枠になると条件付けが少し難しくなります。例えば、IT商品という枠にすると、パソコンも、携帯電話も同じカテゴリーになりますが、各社が納得する共通摘発条件を見つけるのがかなり難しいと思われま

す。繰り返しになりますが、東芝の考え方は、「模倣品は共通の問題」ということなので、あまり隠さずに、他社と一緒に摘発できれば一緒にやり、一緒にできなければ鑑定や情報交換の分野で協力したいと思っています。

Q. 津田小亮氏（上海IPGグループ長 住友化学）

皆様に教えていただきたいのですが、農薬関係で取り締まり等をやっておりますが、模倣品が押収された場合に、それを廃棄する際の廃棄方法をどうするかという問題は難しいです。

実際に摘発、押収されたなどの経験があると思いますが、押収されたまでは良いのですが、その後の廃棄が大変です。昨年北京IPGに参加した時に税関で押収した等の話がありましたが、税関に限らず工商局や質量技術監督局の模倣品差し押さえについては法令に書いてありますが、廃棄については書かれていません。私どもはその権利侵害罪に対する罰金に

加え、廃棄費用を付け加えるべきであると当局に提言していますが、実際ハッキリしていません。私どもの場合は押収したという話を当局から聞いても、実際その後どうなったのかは分かりません。皆様のご経験からは、今まで実際にどうしてきたのか？また、この点の法解釈についてどのように考えていらっしゃるのか？お教えてください。

A．朝日氏(東芝(中国)有限公司)

確かに廃棄の問題について極力やるようにしていますが、残念ながら全てはフォローできていません。廃棄されたかどうかを確認できないと市場に戻ってしまうことが懸念されてしまいます。

やり方としては工商局に摘発のお礼に行き、「一緒に『破壊式』を開催しませんか」と持ちかける方法があります。メディアを招き PR することは担当官にとってもメリットのあることだからです。この際に留意しているのは、環境にやさしい方法で、破壊を実施していただく事です。先週の土曜日（2003年3月15日）に私どもはその方法を使いました。事務機器でしたが、ローラーで踏み潰し、機械を使って噛み砕き、小さいプラスチックにして再利用するという形で処分しました。廃棄物を利用した発電所で処理してもらったこともありますが、この方法を全件でやると人力が足りません。上海 IPG のどなたかが言っていました、自分が全部やることはなく、そういうことを全部やってくれてきちんとフォローアップしてくれる調査会社を探し、その方とチームを組んで、個別でお願いしていくしかないと思います。

法律面では商標法では確かに押収品を廃棄すると解釈可能な規定がありますが、商標法の規定が公安を拘束するのか不明確なため、通常は参考にするけれども義務ではないとするケースが多いようです。もちろん公安の中にも廃棄してくれる方もいます。法律や解釈があいまいな規定である関係で、こちらが望むやり方をとる担当官とそうでない担当官がいるのが実態です。

津田小亮氏（上海 IPG グループ長 住友化学）

廃棄問題について、これは参考ですが、皆様方の製品の中にも様々な部品等があると思いますが、そのまま焼却した場合に環境に影響を及ぼすものもあると思いますが、2008年のオリンピックまで環境面で規制が厳しくなります。2002年12月北京にて環境保護総局も参加いただき、農薬の廃棄処理に関する Workshop を、中国外資系農薬工業会/中国国内農薬工業会との共催で開催し、これらの問題点を討議いたしました。また、国家経済貿易委員会宛ての陳情書も提出しています。これらの今後の情報が得られ次第、皆様にもご紹介いたします。

上海にも化学産業廃棄物会社はありますが、コストが高いです。もし、廃棄物の関連で情報がありましたら、お教え下さい。

宇野元博氏（オムロン）

今、津田総経理から有意義なご提案を頂きまして有難うございます。こうした問題については、段々と成熟化していく現状にあります。採算の問題についても、産業廃棄物についても日本として具体的にどのように言っていけないといけないのか？環境問題についても具体的にこうしてくれと総体的にはなく絞り込んだ戦略を基に提言していかなければならないと思います。今後、その絞り込んだ形での意見交換というものを活発にしていっていただければと思います。

【閉会の挨拶】

津田小亮氏（上海IPGグループ長）

日本知的財産協会の皆さん、上海IPGのメンバーの皆さん本日はお集まりいただき有難うございました。本日は第4回の上海IPG会合ということで、皆様から有意義なご意見を頂戴いたしました。

上海IPGのメンバーは模倣品現場の第一線におり、自分たちの目の前で侵害問題が起きているのを体験しています。最初に活動内容を報告させていただきましたが、私ども上海IPGは設立以来、メンバーからアンケートを回収して、その結果を参考にして出来るだけ有意義な会合を実施できるように努力しています。知財協の皆様は中国に何度も来られていると思いますが、「百聞は一見に如かず」と言います。今回、皆様は中国訪問中に実際の販売現場を見られるとのことですが、自分たちの商品が目の前で売られているのを見て下さい。今後ともご助言をいただけますようお願い致します。